

地方公務員給与費に係る地方交付税の一方向的な削減に反対する意見書

本年1月、平成25年度の地方財政対策についての総務大臣・財務大臣合意及び国の予算の取りまとめが行われた。この中で、地方の一般財源総額については、平成24年度と同水準となる59.8兆円が確保され、また、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題に対応するための事業費が計上された点等は、評価できるものがある。

しかしながら、この10年余りの地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額措置に準じた地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを前提として地方交付税を減額したことは、財政力の弱い地方公共団体に大きな影響を与えるものである。また、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生はない」と言う国と地方の共通認識からも問題がある。

本来、地方公務員の給与は、議会や住民の意思に基づき各自治体が自主的に決定するものであり、国が地方公務員の給与削減を実質的に強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的に達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものである。

よって、国においては、地方の自主性を尊重するとともに地方と十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方向的に減額する今回のような措置をとることのないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月21日

今治市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
地方分権改革担当大臣